

平成30年（ネ）第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第1陣）

控訴人兼被控訴人（一審原告） 早川篤雄 外215名









被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

2019（令和元）年5月31日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴審準備書面（8）

（寺西意見書について）

一審原告ら訴訟代理人	弁護士	小野	寺	利	孝	
	同	弁護士	広田	次	男	
	同	弁護士	鈴木	堯	博	
	同	弁護士	米倉		勉	
	同	弁護士	笹山	尚	人	
	同	弁護士	鳥飼	康	二	
	同	弁護士	市野	綾	子	
	同	弁護士	若生	直	樹	
					外	

第1 はじめに—寺西意見書の意義・目的—

本書面は、環境経済学分野の第一人者である寺西俊一教授（以下、「寺西教授」という。）作成の2019年5月10日付意見書（甲A749号証の1。以下、「寺西意見書」という。）の意義について述べるものである。

一審原告らは、本件事故によって一審原告らが受けた被害は、「地域」ないし「地域社会」を根底から破壊され、そこで積み重ねてきた人生と生活の全てを丸ごと奪われるという「全人格的・全生活的な被害」であり、そこで侵害された権利・法益は「包括的生活利益としての平穏生活権」という包括的な権利・法益であることを主張してきた。

そして、その結果生じた損害として一審原告らが請求する「故郷喪失損害」とは、地域社会において住民が享受してきた「地域生活利益」が破壊されたことによる有形無形の財産的損害と、故郷という精神的拠り所を失ったことによる精神的苦痛が不可分に併存する、包括的な損害である。

すなわち、本件事故によって、地域における生活と生産の諸条件をなす一切が丸ごと奪われ、農地や家屋などの私的資産、各種インフラなどの基盤的条件、経済的・社会的諸関係、環境や自然資源といった「自然環境、経済、文化（社会・政治）」の一切が失われた（甲A267号証）。

人間は、こうした地域における生活と生産の諸条件を基礎として社会関係を取り結び、日常生活を送っている。そのようにして形成された地域コミュニティから人々が享受してきたのが、「地域生活利益」と表現される諸機能である（甲A146号証）。これらの諸条件、諸機能を失うことは、地域住民に甚大な財産的損害をもたらした。

さらに、上記のような地域社会における諸条件は、長期継承性と固有性という特徴を持つものであり、そうした代替性のない価値を奪われることは、そこで生活している人々に、深い喪失感という精神的苦痛をもたらした（甲A267号証）。

このように、本件事故による「故郷喪失」という事態は、過去に前例のない、未曾有の損害をもたらしている。そして、かかる損害は、個別の要素に還元して金銭的評価を行うことが極めて困難であり、かつ、長期継承性・地域固有性のある要素が存在することから、金銭賠償により事後的に回復することが極めて困難な、不可逆的で代替不能な損害である点に特徴がある（甲A267号証）。

以上のような特徴を持つ一審原告らの損害を正しく評価するためには、従来の一般的な不法行為事例にとどまらず、経済学等の様々な最新の専門的知見を用いた、多面的な検討が不可欠である。

寺西意見書は、本件事故の影響と被害の全体像を包括的に把握した上で、それらの経済的評価と損害賠償のあり方、特に上記のような特徴と内容を持つ「故郷喪失損害」（寺西意見書の表現では「ふるさと喪失（剥奪）」）の経済的評価と損害賠償のあり方について、寺西教授が専門とする環境経済学の知見を用いた分析を行ったものであり、一審原告らに生じた損害の実相を把握し、適正な評価を加えるに当たって、大いに参照されるべきである。

第2 本件事故に伴う影響と被害の内容

- 1 寺西教授は、本件事故の影響と被害の経済的評価と損害賠償のあり方を検討するに当たり、議論の出発点として、本件事故に伴う影響と被害を包括的に把握することが必要であることを前提に、本件事故に伴う影響と被害を、以下の表の通り整理する（寺西意見書5頁）。

なお、以下のⅠ～Ⅷの分類は、あくまで本件事故に伴う影響と被害を便宜的に分類したものにはすぎない。すなわち、現実的には、これらの影響と被害は、複合的・重層的であり、相互に密接に関連し合っており、個々バラバラなものではないことに留意が必要である。

Ⅰ. 人々の生命と健康への影響と被害

II. 人々の生活面での影響と被害
III. 産業（生業）分野への影響と被害
A. 一次産業への影響と被害 ① 農業への影響と被害 ② 畜産業への影響と被害 ③ 林業（山林）への影響と被害 ④ 水産業（漁業）への影響と被害 B. 二次産業への影響と被害 ① 食品加工をはじめとする製造業関係等への影響と被害 ② サプライチェーンを通じた関係産業への影響と被害 C. 三次産業への影響と被害 ① 観光業への影響と被害 ② その他各種サービス業等への影響と被害
IV. 交通分野への影響と被害
A. 生活交通への影響と被害 B. 業務交通への影響と被害
V. 行政分野への影響と被害
A. 中央行政への影響と被害 B. 地方行政への影響と被害
VI. 自然生態系への影響と被害
VII. 文化遺産・歴史遺産・生活文化・景観等への影響と被害
VIII. その他（教育分野への影響と被害等を含む）

また、寺西教授は、上記分類のうち「II 人々の生活面での影響と被害」については、①強制的および自発的な避難生活を余儀なくされていることに伴う影響と被害と、②長年住み慣れた生活の場を突如として剥奪され、

これまで帰属してきた地域コミュニティが断裂ないし壊滅に等しい状況に陥っている事態に伴う影響と被害（寺西教授の用いる表現によれば「ふるさと剥奪」ないし「地域コミュニティ壊滅」）、という2つの側面でもとらえなければならないと指摘する（寺西意見書9頁）。

- 2 ここでは、本件事故による影響と被害は、上記Ⅰ～Ⅷに及ぶ多様な領域と次元での質と広がりを持ったものであること、本件事故においては、多様な領域と次元での質と広がりを持った影響と被害が、相互に密接に関連し合い、相乗的に影響を与え合うことによって、被害を一層深刻なものに拡大していることが明らかにされている（寺西意見書8～13頁）。

このように、本件事故が被災地域に与える影響は計り知れないものがあり、当然、その地域に居住していた住民の生活にも大きな影響を与えることになる。一審原告らが主張してきた通り、本件事故による被害は、「全人格的・全生活的な被害」であり、一審原告らは、包括的な権利・法益が全面的に侵害されたのである。

第3 本件事故の影響と被害に対する経済的評価と損害賠償のあり方

- 1 寺西教授は、上記のような多様な領域と次元での質と広がりを持った影響と被害に対して何らかの経済的評価を行うためには、経済学分野における「社会的費用論」に基づくアプローチの意義について検討する必要があると述べる。

すなわち、経済学者のカール・ウィリアム・カップが提示した「社会的費用論」によれば、生産活動に伴って発生する社会にとって有害な諸影響（「社会的費用」）を幅広く網羅的に把握し、それによる第三者や社会全体にとっての損失（「社会的損失」）と、そこから派生して直接的ないし間接的に発生してくる各種の「出費」を丹念に拾い上げて、その責任と費用負担のあり方

を論じることが求められる。このような経済学的考察を踏まえるならば、本件事故に伴う多種多様な影響と被害は、各種の「社会的損失（損失）」及びそこから派生してくる直接・間接の「出費」をめぐる問題として理論的に位置づけることができる、とされる（寺西意見書13～15頁）。

そして、寺西教授は、それらに対する経済的評価のあり方としては、本件事故の発生以前（「事故前」）と発生以降（「事故後」）を丁寧に比較しながら、各種の「損失」と「出費」がどのような形で発生しているかについて丹念にフォローし、具体的かつ総合的に把握することが必要であると述べる（寺西意見書15頁）。

すなわち、本件においては、本件事故に伴う多様な影響と被害を包括的に把握した上で、そこからどのような「損失」と「出費」が損害として発生してくるのかを適正に把握し、評価することが求められるのである。

2 さらに、寺西教授は、本件事故に伴う影響や被害を、「損失」と「出費」という2つの概念で明確に区別して理解すべきことを指摘する（寺西意見書15～16頁、同23頁）。

すなわち、「損失」は、本件事故前に何らかの形でプラス（positive）の意味ないし価値をもって存在していた対象が「事故後」において失われた場合に当てはまる概念であり、「ふるさと喪失（剥奪）」による各種の「損失」がこれに当たる。他方、「出費」は、本件事故前にはなかったが、「事故後」において新たに発生しているものであり、「避難生活」を余儀なくされたことに伴う生活費の増加、家族の分断、それらに起因する精神的苦痛などがこれに当たる。一審原告らの請求する損害項目との関係では、前者の損害（「損失」）に対する金銭的な賠償として請求しているのが「故郷喪失慰謝料」（故郷喪失損害）であり、後者の損害（「出費」）に対する金銭的な賠償として請求しているのが「避難慰謝料」である。

上記2つの概念について、寺西教授は、「この両者は、相互に関連し合っているのはあるが、まったく異なるものであり、それぞれに、相応の『金銭的な賠償』が必要な『損害』なのである」と述べ、両者は理論的に区別すべきであることを指摘する（寺西意見書15頁、23頁）。

ところが、原判決において、裁判所は、「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料」（故郷喪失損害）が「相互に密接に関連し合い、一部は重複している」とされ、「包括的・総合的に評価する」との理由で、両者を区別せずに損害認定を行った。

この点について、寺西教授は、このように両者の損害が同列視されていることは、「完全に間違った認識として撤回されなければならない」と述べる。そして、本件の損害認定については、「まず『避難慰謝料』と『故郷喪失慰謝料』の区別を明確にしたうえで、それぞれの被害実態をしっかりと踏まえた新たな『損害』評価にもとづいて、根本的に見直されなければならない」と指摘する（寺西意見書23頁）。

一審原告らは、本件における「避難慰謝料」と「故郷喪失慰謝料（故郷喪失損害）」は、全く別の損害項目であり、その性質において全く異なる種類の被害を表すものであるから、別途に損害算定をするべきことを重ねて主張してきたところ、寺西教授の見解は、かかる一審原告らの主張を補強するものであるといえる。

3 以上の通り各種の「損失」と「出費」に区別して把握した影響と被害について、寺西教授は、さらに、貨幣タームないし金銭タームで現れてくる「貨幣的損失」「貨幣的出費」と、「実物ターム」として現れてくる「非貨幣的損失」「非貨幣的出費」に分類されると述べる（寺西意見書15頁）。

例えば、原陪審の中間指針等で示されている営業損害は、営業利益額の減少という形で金銭的に現れてくるものであるから、「貨幣的損失」に当たる。

他方、「人々の生命と健康への影響と被害」や、「ふるさと剥奪」「地域コミュニティの壊滅」、あるいは「自然生態系への影響と被害」といった事態は、それらのほとんどが金銭的なものではない「非貨幣的損失」として現れてくる。

そして、「非貨幣的損失」や「非貨幣的出費」といった非貨幣的な事象に対して、何らかの評価手法や基準等を人為的に設定した上で、一定の貨幣換算（金銭換算）を行うことによって得られる「擬制的貨幣評価額」は、経済的評価の1つのあり方として、極めて重要な意味を持っている、とされる（寺西意見書16～17頁）。

さらに、この「非貨幣的損失」に関しては、「有形か無形か」「可逆的か不可逆的か」「代替可能か代替不能か」、そして、それらの程度如何によって、適切な経済的評価のあり方が異なったものになってくることを指摘する（寺西意見書15頁～16頁）。

このように、寺西教授は、一審原告らが請求する、「故郷喪失損害」「避難慰謝料」という金銭的には直ちに現れない損害についても、一定の経済学的手法を用いて経済的評価を行うことが可能であることを示している。

また、「故郷喪失損害」は、先に述べたように、「無形の損害」を含み、「不可逆的」でかつ「代替不能」な「非貨幣的損失」である。したがって、その経済的評価にあたっては、これらの損害の性質が考慮される必要がある。

4 そして、「貨幣的損失」及び「貨幣的出費」に関しては、その全てが「金銭的賠償」の対象とされるべきなのは当然のことであるが、そこには含まれない「非貨幣的損失」及び「非貨幣的出費」についても、その全てが金銭的賠償の対象とされなければならない。

不法行為制度は、被害当事者の侵害された権利の「原状回復」を目的とする制度であって、本件における損害賠償のあり方は、「包括的生活利益とし

ての平穩生活権」という侵害された権利・法益の原状回復ないしそれに近い状態の回復を可能とするものでなければならず、そのためには、被害当事者に生じた「非貨幣的損失」や「非貨幣的出費」についても適切な金銭的賠償によって解消されることが必要であるからである。

そして、先に述べたように、「非貨幣的損失」「非貨幣的出費」について、何らかの評価方法や基準等を人為的に設定した上で、一定の貨幣換算を行い、その貨幣換算額（擬制的貨幣評価額）をもって金銭的賠償を行うことは可能である（寺西意見書18頁）。

ただし、寺西教授は、仮にこのような「擬制的貨幣評価」によって何らかの金銭的賠償が行われたとしても、それだけでは、非貨幣的な「損失」ないし「出費」の実態そのものは残り、それに伴う被害はそのまま継続していくのであって、「原状回復」を可能とするために必要な各種の具体的措置についても合わせて検討することが不可欠であることを指摘する（寺西意見書18～19頁）。

したがって、本件においては、非貨幣的な「損失」「出費」である「故郷喪失損害」や「避難慰謝料」も損害賠償の対象となること、それらの損害の貨幣換算を行うことは経済学的に可能であることを十分に認識した上で、本件により生じた損害は、金銭的賠償だけでは本来回復困難な性質の損害であることも念頭に置きつつ、適正な損害評価を行うことが求められている。

第4 「故郷喪失損害」の経済的評価と損害賠償のあり方

それでは、「故郷喪失損害」の経済的評価と損害賠償のあり方については、どのように考えるべきか。以下、寺西教授の見解を整理する。

- 1 まず、「故郷喪失損害」の内容をなす「ふるさと喪失（剥奪）」という事態について、寺西教授は、「長年住み慣れた生活の場を突如として剥奪され、

これまで帰属してきた地域コミュニティが断裂ないし壊滅に等しい状況に陥っている事態」と定義する（寺西意見書10頁）。これは、寺西意見書の表1の分類によれば、本件事故の影響と被害が「Ⅱ 人々の生活面での影響と被害」の側面として現れたものである。

そして、かかる事態によってもたらされる各種の「損失」の多くは、地域コミュニティから地域住民が享受してきた「地域生活利益」と表現される諸機能に代表されるように、「非貨幣的損失」として現れている。そこで、その「擬制的貨幣的評価」をどのようにして示すかがきわめて重要な問題となる（寺西意見書19頁）。

寺西教授は、「ふるさと喪失（剥奪）」という事態によってもたらされる各種の「非貨幣的損失」に対する「擬制的貨幣的評価」の手法としては、①「逸失利益（逸失便益）評価法」、②「代替費用評価法」、③「表明選好評価法」という3つの手法が考えられると述べる（寺西意見書20頁以下）。

- 2 ここで、①「逸失利益（逸失便益）評価法」とは、仮に「ふるさと喪失（剥奪）」という事態がなかったとすれば、被害当事者が得ていたであろう「利益」ないし「便益」を何らかの形で推計し、それをもって「ふるさと喪失（剥奪）」による各種の「損失」による「金銭的な貨幣評価額」とみなす、という手法である。すなわち、地域住民がふるさとから享受していた「利益」ないし「便益」（地域生活利益）を、何らかの方法で金銭換算することによって、それらを失ったことによる損害額を推計することになる。

また、②「代替費用評価法」とは、失われた（剥奪された）「ふるさと」が有する多面的な「諸価値」ないし「諸機能」を何らかの形で代替し得るものと想定し、それらの代替に必要となる「諸費用」をもって「ふるさと喪失（剥奪）」による各種の「損失」に対する「金銭的な貨幣評価額」とみなす、という手法である。すなわち、「地域生活利益」を他地域で享受するための

環境を整備するのに必要な費用を金銭換算することによって、それらを失ったことによる損害額を推計することになる。

もっとも、寺西教授は、上記①②の2つの評価手法にはいずれも限界があることを指摘する。

すなわち、①「逸失利益（逸失便益）評価法」においては、失われた（剥奪された）「ふるさと」から被害当事者たちが得ていたであろう「利益」ないし「便益」を一つ一つ丹念に拾い上げて具体的に特定化し、その上で、それらについての「金銭的な貨幣換算額」をそれぞれの確な形で示す必要があるが、この作業は必ずしも容易なものではない。特に、金銭的な貨幣換算額を示すことが困難なタイプの「利益」ないし「便益」については、評価の対象から切り捨てざるを得ないことになる。

また、②「代替費用評価法」においても、そこで評価し得るのは、失われた「諸機能」や「諸価値」のうち、あくまで「代替可能」な部分だけに限られる。そのため、「ふるさと喪失（剥奪）」という事態における重大な特徴をなす「不可逆的な損失」や「代替不能な損失」の部分については、十分な評価ができないという限界があり、そのことによる被害当事者の莫大な喪失感といった要素は、全く評価されないことになる。

3 そこで、こうした限界を突き破る手法として、近年、環境経済学の分野において注目されているのが、③「表明選好評価法」である。

これは、関係当事者自身に、失われた「価値」や「損失」に対する「貨幣評価額」を、直接的に表明してもらおうという手法である。非貨幣的な事象に対する関係当事者自身の「直接的な価値づけ」（関係当事者個々人による貨幣的な値付け）に基礎を置くという点に重要な特徴がある。

この評価手法は、米国における「自然資源損害」に対する賠償訴訟において、市場価格による金銭的な貨幣評価額を示すことが極めて困難な「自然資

源損害」に対する賠償額を算出する手法として正式に採用されたものである。すなわち、1989年3月に米国アラスカ州でエクソン社のタンカーが座礁し、大量の原油が流出した事故（バルディーズ号事件）により、海岸線が汚染され、野生生物の死滅等の深刻な被害が発生したところ、エクソン社を相手とした損害賠償請求訴訟において、「表明選好評価法」を用いた損害評価が行われ、その算定額を基にした紛争解決が図られたのである。その際には、いずれもノーベル経済学賞の受賞者であるケネス・アロー教授とロバート・ソロー教授を座長に据えた委員会において、「自然資源損害」の経済的評価として「表明選好評価法」を用いることの妥当性について一定の理論的根拠づけが与えられた。

これ以降、「表明選好評価法」は、多数の理論的・実証的研究が蓄積され、発展しており、環境経済学の分野における「擬制的貨幣評価」の有効な手法として確立しているものである。

寺西教授は、本件事故に伴う「ふるさと喪失（剥奪）」という事態による各種の「非貨幣的損失」に対する「擬制的貨幣評価」としては、このような「表明選好評価法」に基づく方が、より妥当性の高い数値が得られるものと判断されると述べる。なぜなら、「ふるさと喪失（剥奪）」という事態による各種の「損失」に対して被害当事者が直接的に表明する「受容意思額」（各種の「損失」に対するギリギリの「金銭的な賠償（償い）」として受け入れでも良いと思う最低限の貨幣金額）が、ストレートに反映され得るからである（寺西意見書21～22頁）。

そして、寺西教授は、「このような『表明選好評価法』の考え方を採用して、被害当事者たちが本来表明するであろう『受容意思額』を十分に尊重する形で、今回の『ふるさと喪失（剥奪）』に対する損害賠償額を独自に認容するという新たな司法判断のあり方も、十分、検討に値する」と論じている（寺西意見書22頁）。

4 これまでも述べてきたように、「ふるさと喪失（剥奪）」という事態による損害（故郷喪失損害）は、多種多様な被害が複雑に絡まり合った包括的な損害であり、かつ、不可逆的で代替不能な絶対的損失という特徴を持っている。このような損害の評価額を算定するに当たり、損害の性質を精神的苦痛（純粹慰謝料）という側面に限定してしまえば、金銭換算額は不当に少なく見積もられることになるし、財産的損害の側面を合わせて評価するとしても、個々の要素の逸失利益額等をバラバラに金銭換算する方法では、どうしても評価から抜け落ちてしまう部分が生じる。さらに、本件では、長年の生活により積み上げてきた代替不能なものがはく奪されたことにより被害当事者に生じた喪失感の深さも考慮に入れなければならない。

このように損害賠償の本来の目的である「原状回復」すなわち「全面的な被害回復」の真の実現のためには、一審原告らに生じた損害がもれなく評価されなければならない。その意味で、寺西教授が提唱する「表明選好評価法」によって導き出される「貨幣評価額」は、一審原告らの損害額を算定するに当たって、十分に参照される必要がある。

この点、一審原告らは、印紙代の負担その他の各種制約がある中で、全ての一審原告らに共通する最低限の損害として、1人当たり2000万円という故郷喪失損害の請求額を導き出した。これに対し、寺西教授は、『原告1人につき2000万円』という水準は、各種の『損失』がもつ重大さや質的内容に比して、きわめて低い水準のものだといわなくてはならない」と指摘している（寺西意見書31頁）。このような指摘は、本件において、重く受け止めなければならない。

以上